

令和2年度保育料徴収基準月額表(保育認定)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額) 単位:円			
		標準時間認定		短時間認定	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0
第2	非課税世帯	0	0	0	0
第3-1	市民税所得割課税額 48,600 円未満である世帯であつて、ひとり親世帯、在宅障害児(者)等のいる世帯	4,400	0	4,300	0
第3-2	市民税所得割課税額 48,600 円未満である世帯	12,800	0	12,600	0
第4	市民税所得割課税額 48,600 円～97,000 円未満である世帯	21,800 (4,400)	0	21,400 (4,300)	0
第5	市民税所得割課税額 97,000 円～169,000 円未満である世帯	33,300	0	32,700	0
第6	市民税所得割課税額 169,000 円～301,000 円未満である世帯	42,500	0	41,800	0
第7	市民税所得割課税額 301,000 円～397,000 円未満である世帯	48,000	0	47,200	0
第8	市民税所得割課税額 397,000 円以上である世帯	52,800	0	51,900	0

※世帯の2人目以降の子は無料になります。(カウント対象は同一生計の子に限る。)

※非課税世帯とは、令和2年度の市民税が非課税の世帯です。

※市民税所得割課税額が 77,101 円未満のひとり親世帯等については、第1子の保育料は第3-1階層と同じ金額に軽減されます。

○保育料の算定について

保育料は、児童の年齢(令和2年4月1日現在)と、父母の市民税の合計税額により算定します。

9月以降の保育料については、令和2年度の市民税額に基づき算定します。

○保育料の変更について

修正申告等により税額に変更があった場合や結婚、離婚により世帯の状況が変わった場合には、保育料が変更になる場合があります。そのような場合は、すみやかに福祉こども課まで報告してください。

なお、保育料の変更は、変更の報告があった日(または変更を確認した日)の翌月分からとなります。

○保育料の納入について

保育所の保育料の納期は毎月末日です(12月のみ25日)。納期日が土、日、祝日の場合は、翌日の平日となります。納入については、できるだけ口座振替の利用をお願いします。

認定こども園の保育料の納期は、各認定こども園で設定されますので、園にご確認ください。

保育所や認定こども園は、保護者の皆様に負担していただく保育料と、国・県・市の負担金により運営されています。納付忘れないようにお願いします。